

仕 様 書

1. 件名

自動体外式除細動器（AED）の賃貸借

2. 賃貸借物件及び数量

- (1) 賃貸借物件：自動体外式除細動器（以下「AED」という。）
 (2) 数量：13 台

3. 賃貸借物件の条件

(1) 機器構成（1 台あたり）

- ① AED 本体：1 台
 ② バッテリー：1 個
 ③ 成人向け電極パッド：2 組（本体 1 組、予備 1 組）
 ④ 収納用キャリングケース：1 個
 ⑤ 床置型収納ボックス：1 個（NEDO 本部の 10 台のみに設置する）
 ⑥ 救急セット
 ⑦ 取扱説明書（日本語）：1 部
 ⑧ AED 設置表示ステッカー：1 枚

(2) 条件

- ① 非医療者従事向け AED として医薬品医療機器等法に基づく厚生労働大臣の承認を得ており、過去の使用事例において安全性が確認されている機器であること。
 ② 「日本版蘇生ガイドライン 2015（完全版）」に準拠した機器であること。
 ③ 操作が簡単明瞭であり、電気ショック、心肺蘇生にかかる日本語の音声ガイダンス付きであること。
 ④ AED 本体及び付属品は新品であること。
 ⑤ 機器のセルフテスト機能を備え、異常がある場合に音で知らせる機能が付いていること。

4. 設置場所

設置場所は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）の事務所とし、住所等は以下のとおり。

No.	名称	住所	電話	備考
1	NEDO 本部 1	神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番 ミューザ川崎セントラルタワー5 階	044-520-5102	
2	NEDO 本部 2	神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番 ミューザ川崎セントラルタワー7 階	044-520-5102	

No.	名称	住所	電話	備考
3	NEDO 本部 3	神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番 ミューザ川崎セントラルタワー15階	044-520-5102	
4	NEDO 本部 4	神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番 ミューザ川崎セントラルタワー16階	044-520-5102	
5	NEDO 本部 5	神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番 ミューザ川崎セントラルタワー17階	044-520-5102	
6	NEDO 本部 6	神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番 ミューザ川崎セントラルタワー18階	044-520-5102	
7	NEDO 本部 7	神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番 ミューザ川崎セントラルタワー19階	044-520-5102	
8	NEDO 本部 8	神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番 ミューザ川崎セントラルタワー20階	044-520-5102	
9	NEDO 本部 9	神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番 ミューザ川崎セントラルタワー21階	044-520-5102	
10	NEDO 本部 10	神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番 ミューザ川崎セントラルタワー23階	044-520-5102	
11	NEDO 分室	東京都千代田区霞が関 1-4-2 大同 生命霞ヶ関ビル 20階	03-5510-2211	
12	NEDO 関西支部	大阪府大阪市北区大深町 3-1 グラ ンフロント大阪 ナレッジキャピタル タワーC9階	06-4965-2130	
13	NEDO 革新蓄電 池開発センター	京都府宇治市五ヶ庄 京都大学宇治 キャンパス宇治地区先端イノベーシ ョン拠点施設 309号室	0774-31-7856	

5. 賃貸借期間

2023年4月1日（土）から2028年3月31日（金）まで（60ヶ月）

6. 物件の納入

受注者（以下「乙」という。）は、賃貸借物件を2023年3月31日（金）までに「4.設置場所」に納入すること。ただし、No.1からNo.10はNo.5にまとめて納入すること。

なお、乙はAEDの納入日時等について、発注者（以下「甲」という。）と打合せのうえ、甲の指示に従うこと。

万が一、半導体不足の影響等で期日までにAEDの納入が難しい場合は、使用可能な代替機を期日までに納入し、その後、新品のAEDと交換を行うこと。

7. メンテナンス・教育訓練の実施

乙は、以下の(1)から(4)を実施すること。

- (1) 消耗品（バッテリー及び電極パッド）は、使用の有無に関わらず、使用期限までに交換すること。（設置場所への発送可。交換作業は、甲にて実施可）
- (2) AED を使用した旨の連絡を受けてから1週間程度で消耗品（バッテリー、電極パッド及び救急セット）の補充等を持ち込み又は発送にて行うこと。
- (3) 故障等の場合は、甲による故意又は重大な過失による場合を除き、乙の負担で交換、修理等の対応を行うこと。
- (4) 甲の職員向け研修を以下 I) 又は II) のいずれかの方法で実施すること。

I) 甲の事務所で実施

- ① NEDO 本部においては、年1日（1回90分以内の研修を1回）実施すること。
- ② NEDO 関西支部においては、年1日（1回90分以内の研修を1回）実施すること。
- ③ 研修では、モデルを用いて説明しながら、AED の使用方法、心肺蘇生法、人命救助にかかる一連の動作について実地訓練を行うこと。
- ④ 研修の日時については甲と調整のうえ決定すること。

II) WEB（動画）研修の実施

- ① 乙は甲に研修用動画又は研修用動画へのアクセス権を提供すること。
- ② 研修用動画は、AED の使用方法、心肺蘇生法、人命救助にかかる一連の動作について含んだ内容であること。

8. その他

- (1) 乙は、高度管理医療機器等販売業・貸与業の許可を有するものであること。
- (2) AED の納入及び返却、メンテナンス、教育訓練等にかかる費用は、すべて乙の負担とする。
- (3) 甲は、この契約を解約又は変更する場合は1ヶ月前までに乙に通知する。
- (4) 乙は、甲に対して24時間のサポート体制（サポートを確実に提供できる体制であれば、乙が行わず、メーカーや親会社等が行うことでも可）で対応すること。
- (5) 仕様がない事項又は仕様について生じた疑義については、甲と協議のうえ解決すること。